

国 土 交 通 省 届 出

普 通 倉 庫 荷 役 料 率 表

(平成9年4月1日実施)

神戸市中央区磯上通2丁目2番21号

森 本 倉 庫 株 式 会 社

TEL : 078-231-4951

料率の種類及び額

1. 基本料率

(1トンにつき 単位:円)

品 目		庫入又は庫出	解揚庫入又は庫出積		
ユニット サイズ貨物	コンテナ	実 入	550	687	
		空	467	584	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容量20トン未満のもの)		646	808	
	パレタイズ貨物 (バンパック・バッグコンテナ・プレスリング)		832	1,040	
包 装 品	モーターサイクル		903	1,129	
	袋物(紙・ビニール・化合織・綿製袋入)		1,301	1,626	
	袋物(紙・ビニール袋入)	米・麦・塩	1,100	1,411	
	袋物(麻袋入)	ふすま・ミール・ビートパルプ・メイズ・マイロ・豆類・砂糖・米・麦	921	1,151	
	たる物	葉たばこ	767	1,050	
	べール物	葉たばこ	945	1,295	
		その他のべール物 (綿花・羊毛・麻類・合化織棉・石綿・生ゴム・パルプ)	1,166	1,457	
	板 ガ ラ ス		1,448	1,810	
	生 糸		1,596	1,995	
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,202	1,502	
	農水産物・製茶・コルク		1,036	1,295	
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・ 完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		978	1,223	
	有 姿 貨 物	タ イ ヤ		773	966
巻取紙(内地産)		870	1,087		
木材		原木	南洋材・米国材	762	953
			北 洋 材	747	934
		製材	778	973	
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,218	1,522		
鋼材		一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む)		930	1,163
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		791	989
石 材		843	1,054		
撒 貨 物	燐 鉍 石 ・ 肥 料		838	1,048	
	鉍 物 ・ 土 石		999	1,249	
	砂 糖		779	974	
	塩		722	902	
そ の 他	織 維 類 (撒 扱)		2,236	-	
	紙 類 (撒 扱)		1,810	-	
	家庭用電気・ガス石油器具		926	-	

撒貨物の解揚 - 袋詰 - 庫入作業

(1 トンにつき 単位：円)

品 目	
米 ・ 小 麦	2,215
メ イ ズ ・ マ イ ロ ・ 大 豆 ・ 大 麦	2,658

庫出コンテナ詰又は、コンテナ出庫入作業

(1 トンにつき 単位：円)

区 分	
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,537
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,273
ユニット貨物 機械類(1個当り5トン以上のもの)、完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,038

2. 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種 別	内 容	割増率又は割引額	
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の60%増	
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の60%増	
日曜日・祝日荷役	日曜日・祝祭日(振替休日を含む)における荷役	基本料率の100%増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の10%増	
超 過 距 離 荷 役	基本距離を越える距離の荷役であって、 その超過距離が50メートル以内のもの (注)参照	1 トンにつき	
		撒 貨 物	180 円
		一 般 貨 物	215 円
多 階 建 倉 庫 荷 役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は、2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役		

(注) 基本距離とは、解揚庫入又は庫出積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとする。

(2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	当該貨物量につき、 3,000トンまでの部分は基本料率の5%引 3,000トンを超え、5,000トンまでの部分は、基本料率の7%引 5,000トンを超える部分は、基本料率の10%引
長期大量割引	同一荷主から3か月以上の長期契約に基づき、1回当り3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月以上連続して引受けた場合	1回当り3,000トン以上の荷役につき、基本料率の5%引

3. その他の料率

(1) 特殊荷役料

- はい替..... 庫入又は庫出料率の 80%
- 仕 訳..... 庫入又は庫出料率の 30%
- 看 貫..... 庫入又は庫出料率の 30% (計量器使用、検量立会人の費用は含まない)
- 仮 置..... 庫入又は庫出料率の 30%
- 庫移し..... 庫入及び庫出料率の合算額

(2) 量目調整料..... 実費を申し受ける。

(3) 荷直料

(1 トンにつき)

麻 袋	メイズ・マイロ・大豆・大麦	174 円 80 銭
	そ の 他	146 円 50 銭
紙 袋	・ ビ ニ - ル 袋	174 円 80 銭

(注) 本料率は取扱貨物全数量に適用する。

本料率には材料費を含まない。

袋物以外は実費を申し受ける。

(4) 待機料

(1 口 1 時間につき 単位:円)

	4~6人 (5人)	7~9人 (8人)	10~12人 (11人)	13~15人 (14人)	16~18人 (17人)	19~21人 (20人)
昼 間 (8時30分~17時00分)	19,490	31,140	42,820	54,510	66,180	77,870
半 夜 (17時00分~21時30分)	30,320	48,440	66,610	84,790	102,950	121,130

(5) 最低料金

(1 口につき 単位:円)

	4~6人 (5人)	7~9人 (8人)	10~12人 (11人)	13~15人 (14人)	16~18人 (17人)	19~21人 (20人)
昼 間 (8時30分~17時00分)	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770
半 夜 (17時00分~21時30分)	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770

(6) トラック積卸手伝料金

斛揚庫入又は庫出斛積料金の 40% 以内

4. 分担金等

斛揚庫入又は庫出斛積作業に対し、次のとおり申し受ける。

(1) 港湾福利分担金..... 各貨物 (一律) 1 トンにつき... 4 円

(2) 港湾労働法関係付加金 (五大港に限る) ... 各貨物 (一律) 1 トンにつき... 1 円 50 銭

(3) 労働安定基金..... 各貨物 (一律) 1 トンにつき... 3 円 50 銭

(注) 港湾労働法関係付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受ける。

5. 消費税の加算

料金の総額に対し消費税(地方消費税を含む)相当額を別途加算のうえ申し受ける。
ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

料率の適用

1. 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上、決定した料率を基本料率とする。

2. 料金の計算

料金の計算は、次による。

- (1) 計算トン数(コンテナを除く。)は、重量 1,000 キログラムをもって1トンとして計算したトン数又は体積 1.133 立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれが大なる方とする。なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めによる。

メイズ、マイロ、大豆、大麦の撒揚揚 - 袋詰 - 庫入作業	1.0
袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦	1.2
袋物のペレット状飼料	1.3
袋物のふすま	1.8

- (2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンとする。(20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型コンテナを基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとする。)

- (3) 1個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、1個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出を行う。

- (4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また、超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。

- (5) 接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役は、揚庫入又は庫出積料率と同一の料率を適用する。

- (6) 庫入又は庫出1回の料金の総額が 300 円に満たないときは、300 円を申し受ける。

- (7) 消費税の加算については

料金の総額に対して消費税(地方消費税を含む)相当額を別途加算する。

上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入する。

3. 割増料率

割増料率の適用は次のとおりとする。

(1) 半夜荷役割増

17 時より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用する。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)があ

る場合における土曜日を除く。)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用する。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、国民の祝日(振替休日を含む)及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用する。

(4) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用する。

(5) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用する。

(6) 多階建倉庫荷役割増

2階以上の倉庫への貨物の庫入、又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用する。

4. 割引料率

割引料率の適用は次のとおりとする。

(1) 大口数量割引

荷主からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用する。

(2) 長期大量割引

同一荷主から3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月以上連続して引受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用する。

5. その他の料率

その他の料率の適用は、次のとおりとする。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用する。ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受ける。

なお、本料金に対しては - 2. (割増料率及び割引料率) - 1. (料率表に記載のない貨物) 及び同 2. (料金の計算) の規定を適用する。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用する。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用する。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては17時00分)以降における本船入港待、又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用する。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限る。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限る。

荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれ最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用する。

(6) トラック積卸作業を要請により手伝った場合に適用する。

6. 個別に協議して定める料金

(1) 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。

(2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上、実費を申し受ける。

(3) 基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が 50 メートルを超える場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上、別途実費を申し受ける。

(4) 荷主の要求により、特別な荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受ける。

(5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の上、一定の期間を限り特別料金を申し受けることがある。

(6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。

(7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合は、荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。

(8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。